

業務委託契約におけるスライド制度の試行導入について

札幌市交通局が発注する建物等の清掃、警備などの労働集約型業務委託は、業務に従事する労働者の安定した労働環境の確保を目的に、原則として複数年契約とし、労働者が長期にわたり労働に従事できる労働環境の整備を行っております。

札幌市の新たな取り組みの一つとして、これらの複数年契約をしている業務において、業務に従事する労働者の労働環境の一層の改善を図るため、これらの労働者の支給賃金である労務単価の上昇に伴い、契約期間中においても労働者への支給賃金が適正に引き上げられるよう、支給賃金の原資となる契約金額の引き上げを行うことができる「スライド制度」を試行的に導入することといたしました。

受託者様におかれましては、スライド制度の適用により契約金額の引き上げを行った場合、業務に従事する労働者への支給賃金について、適正な引き上げを行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

1 適用対象業務

札幌市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年条例第39号)第2条第2項に該当する、札幌市が示す労務単価及び積算体系(国土交通省定める建築保全業務の積算基準)にて積算を行っている次の3業務を対象といたします。これらの業務は、原則として3年間の複数年契約を行っております。

- ① 建物等の清掃業務
- ② 建物の警備業務(機械警備を除く。)
- ③ 建物のボイラー等設備運転・監視等業務(業務従事者が常駐して行うものに限る。)

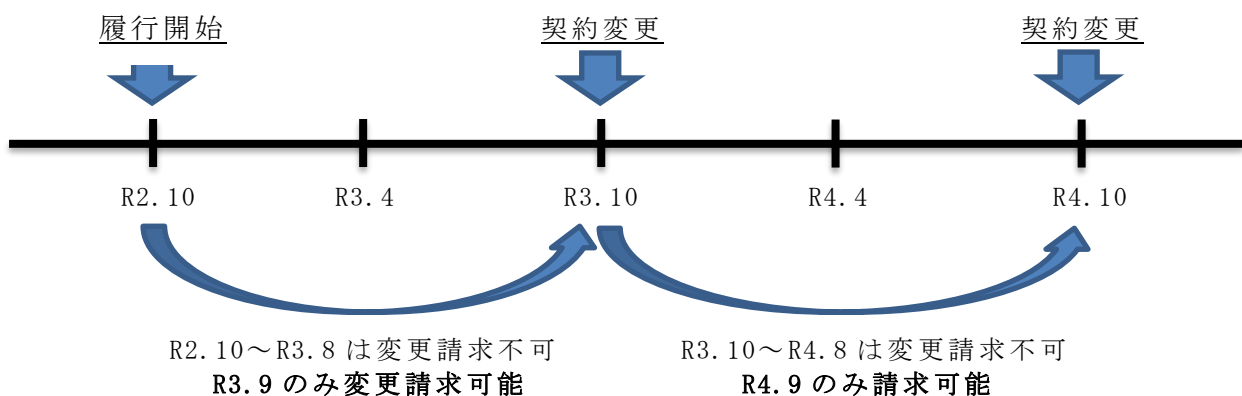
2 適用開始時期及び契約変更時期

令和2年10月1日以後、新たに履行開始となる案件から適用いたします。

スライド制度に基づき契約金額の変更を行うには、受託者から札幌市交通局に契約変更の請求を行っていただくこととなります。受託者からの請求があった時点で、契約金額の変更の有無について札幌市交通局が算定し、その結果をお知らせします。

契約変更が可能な時期は、下図のとおり、原則として履行開始から13か月目と25か月目です。つまり、1年間は契約金額の変更ができません。

また、契約変更の請求時期は、契約変更可能月の前月となります。



3 契約金額の変更額の算定方法

札幌市交通局の積算を基に算定いたします。

スライド制度に基づく契約金額の変更は、労務単価の変動に伴い行うものです。

札幌市交通局の積算において使用している労務単価を、契約金額の変更請求時点の労務単価に置き換えて積算を行った金額に対し契約締結時の落札率を乗じた額から契約金額を差し引いたうえで、その残額について契約金額の100分の1に相当する金額を超える金額が発生した場合は、その金額について契約変更を行うこととなります。

算定式は次のとおりです。

$$S = [X^2 - X^1 - (X^1 \times 1/100)]$$

(ただし、 $X^2 - X^1 > (X^1 \times 1/100)$)

S : スライド額

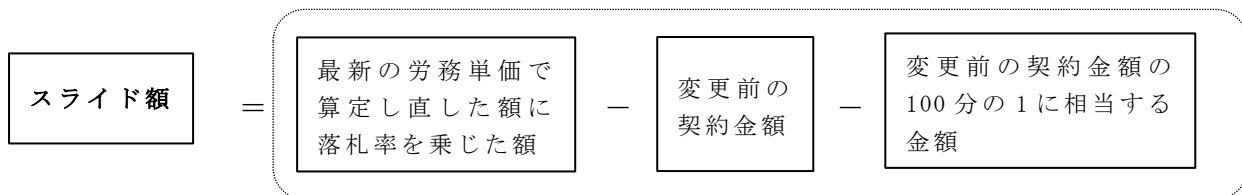
X^1 : 変更前の契約金額 (税抜)

X^2 : 変更後 (基準日) の労務単価にて算出した X^1 に相当する額
($X^2 = \alpha \times \beta$ (α : 落札率、 β : 札幌市交通局積算額 (税抜))

※ $X^1 \times 1/100$: 1円未満の端数切捨て

※ α (落札率) : 小数点第7位切上げ

(イメージ図)



4 スライド制度に係る制度等

- ・ 労務単価について

スライド制度の算定の基礎となる労務単価は、札幌市交通局が発注する市有施設維持管理業務の積算に用いる単価として、毎年12月頃に公表しております。

労務単価表の掲載はこちら

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/oshirase/oshirase_b.html

※ 積算体系等も掲載しております。